

一関地区広域行政組合個人情報等保護管理規程

令和5年3月23日

一関地区広域行政組合 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報及び一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関地区広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する死者の情報（以下「個人情報等」と総称する。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「課等」とは、管理者部局の課、センター及び監査委員事務局をいう。

2 前項に定めるもののほか、この訓令において使用する用語の意義は、法、条例、番号法及び一関地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年一関地区広域行政組合規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(情報セキュリティ責任者等の設置)

第3条 組合が保有する個人情報等及び特定個人情報の保護管理の総括を行わせるため、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer、以下「CISO」という。）を置き、副管理者のうち一関市副市長をもって充てる。

2 CISOを補佐し、CISOに事故があるとき、又は欠けたときにCISOの職務を代理させるため、統括情報セキュリティ責任者を置き、事務局長をもって充てる。

3 個人情報等及び特定個人情報を取り扱う事務を所管している課等における当該情報の保護管理を行わせるため、情報セキュリティ管理者を置き、課等の長をもって充てる。

4 情報セキュリティ管理者は、課等における個人情報等及び特定個人情報の適正な管理及び運用について必要な措置を講ずるとともに、所属職員を指揮監督するものとする。

(情報セキュリティ管理者による個人情報等の適正管理)

第4条 情報セキュリティ管理者は、課等における個人情報等及び特定個人情報の保護管理を、法令等の規定に基づき適正に行わなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項（条例第8条の規定によりその例による

こととされる場合を含む。以下同じ。)の規定により利用目的以外の目的のために個人情報等を自ら利用し、若しくは提供しようとするときは、同項の規定に適合するものであることを記録しておかなければならない。

3 情報セキュリティ管理者は、番号法第19条第13号及び第15号から第17号までの規定により特定個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、これらの行為が番号法に適合するものであることを記録しておかなければならない。

(事前協議)

第5条 情報セキュリティ管理者は、法第69条第2項の規定により同一の実施機関内部の他の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等を利用しようとするとき、又は他の実施機関の情報セキュリティ管理者が所管する個人情報等の提供を受けようとするときは、あらかじめ個人情報等目的外利用(提供)に係る協議書(様式第1号)によりCISOに協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ管理者は、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者が緊急かつやむを得ないと認めたときは、協議を省略することができる。この場合において、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、個人情報等目的外利用(提供)報告書(様式第2号)をCISOに提出しなければならない。

(外部提供の可否の通知)

第6条 次に掲げる通知は、CISOの承認を得て行わなければならない。

(1) 規則第3条第3項の規定による個人情報等の外部提供の可否の通知

(2) 規則第4条第3項の規定による個人関連情報の提供に係る通知

2 規則第3条第4項の規定により口頭により外部提供の可否の通知をしたときは、個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書(様式第3号)をCISOに提出しなければならない。

(特定個人情報の提供に係る報告)

第7条 特定個人情報等を所管する情報セキュリティ管理者は、番号法第19条第13号及び第15号から第17号までの規定により、特定個人情報を提供したときは、特定個人情報提供報告書(様式第4号)をCISOに提出しなければならない。

(開示決定に係る期限)

第8条 情報セキュリティ管理者は、法第83条(条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の開示決定等をするときは、開示請求があった日から14日以内にするよう努めなければならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(一関地区広域行政組合個人情報保護管理規程の廃止)

2 一関地区広域行政組合個人情報保護管理規程（平成19年一関地区広域行政組合訓令第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の一関地区広域行政組合個人情報保護管理規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

最高情報セキュリティ責任者 副管理者 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）に係る協議書

個人情報等の目的外の利用をしたい（提供を受けたい）ので、次のとおり協議します。

事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受払方法	
備考	<input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当（法令の規定によるもの） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項に該当（法令の規定によらないもの）

※ 参考となる資料がある場合は添付のこと。

所管部課等	事務局長	事務局次長	課長	課員
	目的外の利用（提供）の可否区分			可否の理由
	<input type="checkbox"/> 法令の規定により可（個人情報保護法第69条第1項該当） <input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否			

最高情報セキュリティ責任者 副管理者 様

情報セキュリティ管理者

個人情報等目的外利用（提供）報告書

次の理由により協議を省略し、個人情報等の目的外利用（提供）の可否を決定したので報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否
可否及び協議を省略した理由	

※目的外利用（提供）の個人情報等の内容

個人情報等を利用する課等	
事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受払方法	
備考	

最高情報セキュリティ責任者 副管理者 様

情報セキュリティ管理者

口頭による個人情報等外部提供可否決定通知報告書

個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定による個人情報等の利用目的以外の提供について、次の理由により個人情報等の提供の可否を決定し、一関地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律等施行規則第3条第4項の規定により口頭により通知したので報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 可（個人情報保護法第69条第2項第 号を適用） <input type="checkbox"/> 否
可否及び口頭により通知をした理由	

※外部提供の個人情報等の内容

個人情報等を提供したものの	
事務の名称	
個人情報等の名称	
利用目的又は理由	
利用する個人情報等の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報等の管理方法及び保管場所	
個人情報等の廃棄方法及び廃棄年月日	
個人情報等の受払方法	
備考	

最高情報セキュリティ責任者 副管理者 様

情報セキュリティ管理者

特定個人情報提供報告書

次のとおり特定個人情報を提供したので報告します。

区 分	番号法第19条第 号を適用
-----	---------------

※提供の特定個人情報の内容

特定個人情報を利用 (提供)する相手先	
事務の名称	
特定個人情報の名称	
利用目的又は理由	
利用する特定個人情報 の項目	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定個人情報の管理 方法及び保管場所	
特定個人情報の廃棄 方法及び廃棄年月日	
特定個人情報の 受払方法	
備考	